

障害者集中雇用PT

—設立から現在までの取り組み—

1

障害者集中雇用PT —設立から現在までの取り組み—

本部施設企画課障害者集中雇用PT
統括マネージャー 依田晴樹

2

◆障害者集中雇用PTの設立から現在までの取り組み

- 1.障害者の雇用の促進に向けての取り組み
- 2.障害者集中雇用PTの設立(平成22年10月現在)
 - 2-1.障害者の雇用促進の必要性
 - 2-2.法人化以降の本学の障害者雇用率
- 3.現在の障害者集中雇用PT(平成26年4月現在)
 - 3-1.人員内訳表
 - 3-2.業務内容(1)・・・データ入力・印刷班
 - 3-3.業務内容(2)・・・建物清掃班
 - 3-4.業務内容(3)・・・その他

3

1. 障害者の雇用の促進に向けての取り組み

- 障害者の雇用の促進等に関する法律第5条(事業主の責任)
- 東京大学の障害者雇用率は、国立大学法人に移行後、法定雇用率が未達成の状況が続き、平成22年6月の雇用率は、法定雇用率2.1%に対し1.99%であった。
- 東京大学として、障害者の職域を拡大し、法定雇用率の達成など社会的な責務を積極的に果たしていく必要があることから、特例子会社の設立などの検討を経て、平成22年10月に本部施設部に障害者集中雇用プロジェクトチーム(以下「PT」という。)が設立された。
- 平成23年4月から、PTの業務としてデータ入力・印刷、建物清掃を開始し、以後、業務内容の拡大、スタッフの増員を図りながら、現在に至っている。

4

2007年(平成19年)11月10日 土曜日 3版 △ 2

進まぬ障害者雇用 旧帝大ずらり

【障害者雇用が進まない国立大】

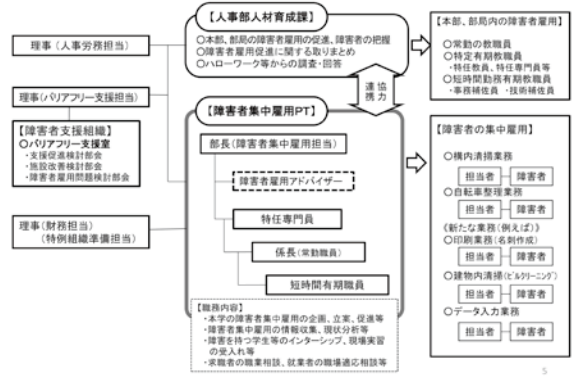
順位	大学名	定員数	雇用率
1	大阪大	44人	1.05
2	北海大	35人	1.21
3	九州大	32人	1.81
4	東北大	31人	1.36
5	慶応大	29人	1.71
6	障大	17人	1.01
7	京大	17人	1.75
8	立大	16人	0.85
9	三業大	16人	0.87
10	岡山大	16人	1.10

厚労省、学長に指導へ

国立大の6割、法基準下回る

5

2. 障害者集中雇用PTの設立(平成22年10月)



6

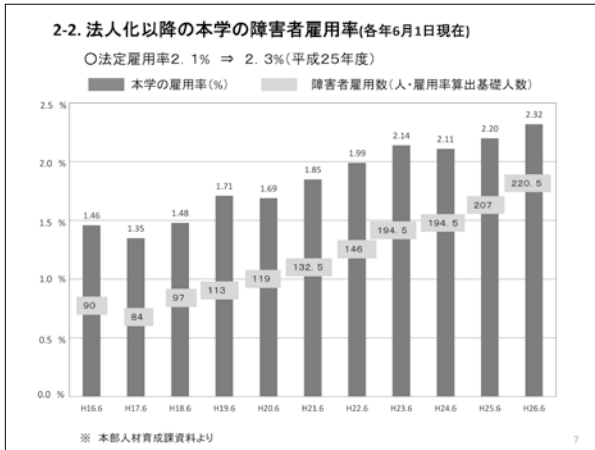
2-1. 障害者の雇用促進の必要性

- ◆ 社会的な責務の達成
 - 障害者雇用促進法に掲げる雇用率の達成
 - ・法定雇用率 ⇒ 2.1%
 - ・本学雇用率 ⇒ 1.99% (H22, 6, 1 現在)
 - 法定雇用率を達成するために必要な障害者数 8人
- ◆ 障害者の社会的自立を促進
- ◆ 社会への貢献
 - バリアフリー研究の推進

よだ はるき
依田 晴樹

本部施設企画課障害者集中雇用プロジェクトチーム統括マネージャー

7

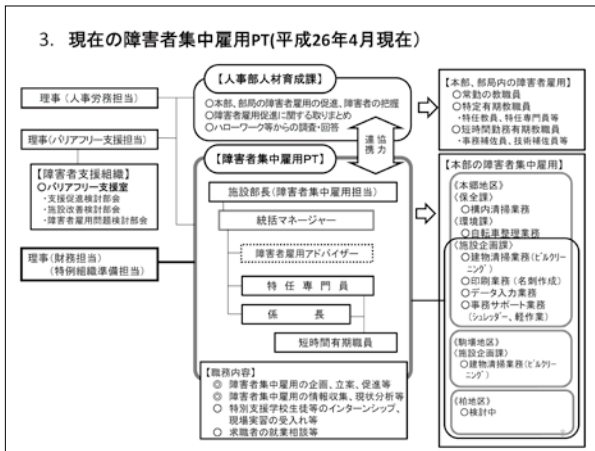


10

3-2. 障害者集中雇用PT 業務内容(1)

- ◆ データ入力・印刷班の業務
- ・学部、研究科の入学者名簿、卒業者名簿等のデータ入力
- ・名刺作成
平成23年4月一部の部局分から作成を開始
平成25年4月から全部局分を作成
- ・スポット印刷
- ・アンケート集計
- ・事務サポート

8



11

3-3. 障害者集中雇用PT 業務内容(2)

- ◆ 建物清掃班の業務
- 〈本郷地区〉
・御殿下記念館、経済学部、薬学部、理学部、農学部弥生講堂、安田講堂の建物内日常清掃
- 〈駒場Ⅰ地区〉
・教養学部の一部建物、数理工学研究科の建物内日常清掃
- 〈駒場Ⅱ・Ⅲ地区〉
・駒場インターナショナルロッジの建物内日常清掃
- 〈スポット清掃〉
・敷地清掃、ガラス清掃

9

3-1. 集中雇用PT 人員内訳表

◆ 障害者 (人)

区分	身体障害者		知的障害者		精神障害者		小計		合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	
データ入力・印刷班	0(0)	0(0)	7(2)	0(0)	0	0	7(2)	0(0)	7(2)
建物清掃班(本郷)	0(0)	0(0)	6(4)	1(1)	2	0	8(4)	1(1)	9(5)
建物清掃班(駒場)	0(0)	0(0)	12(4)	4(1)	0	0	12(4)	4(1)	16(5)
合計	0(0)	0(0)	25(10)	5(2)	2	0	27(10)	5(2)	32(12)

()内は重畳認定者数で内数

◆ コーディネータ (人)

区分	男	女	合計
データ入力・印刷班	1	2	3
建物清掃班(本郷)	2	2	4
建物清掃班(駒場)	2	3	5
合計	5	7	12

12

3-4. 障害者集中雇用PT 業務内容(3)

- ◆ 実習の受け入れ
- ◆ 見学者の受け入れ
- ◆ 保護者、支援機関職員との懇談会の実施
- ◆ 環境安全本部産業医による安全教育講習の実施
- ◆ 新規採用職員研修(環境整備体験)に協力
- ◆ 各種研修会への参加

多様かつインクルーシブな雇用の取り組み (IDEA Project)

1

多様かつインクルーシブな雇用の取り組み (IDEA Project)

近藤武夫
東京大学先端科学技術研究センター



4

障害者雇用の功罪

「割当制度による雇用機会の拡大」の背景に残された問題

- 働きたいが長時間働けない障害者との機会格差
 - 全か無か: メインストリーム以外のどこかへ (生活保護等)
- 賃金の一般就労との格差
 - 福祉的就労 (就労継続支援事業所等) のうちB型では最低賃金は適用されない、政府予算補助による雇用
 - 月平均工賃1万3千円、年収100万円以下が56% (きょうされん, 2012)
- メインストリームからの排除傾向
 - 特例子会社制度に見られるインクルージョンからの逆行

2

IDEA Project

Inclusive and Diverse Employment with Accommodation

- インクルーシブかつ多様な雇用へ向けた配慮のあり方の研究プロジェクト
- 超短時間雇用をキーコンセプトとした、多様な就労参加が可能な配慮のある社会構築がテーマ
- 障害を取り巻く社会的コンセンサスが、国際社会からの影響を受け日本でも変容しつつある背景

5

Inclusive employmentへ向かう日本

- 障害があってもメインストリームの教育や就労機会へ包摂 (inclusion) されることを目指すことが現在の国際社会の方向性
- 現在は教育の包摂が急がれているが、就労という社会参加の保障にも波がやってくる
 - 差別禁止と合理的配慮は2016年4月から施行 (改正障害者雇用促進法) であり、現行では強い制約力を持つ制度は存在しない

3

障害者雇用率制度

- 企業へ障害者雇用義務を課す
 - 法定雇用率は民間企業で2%、国・地方公共団体で2.3%、教育委員会2.2%
- 雇用率はポジティブ・アクション (積極的差別是正策) としての割当制度
- 雇用率はどのようにカウントされるか?
 - 障害者手帳を持つ個人を週30時間以上雇用すると1名とカウント (20時間以上で0.5人分)
 - それ以外はカウントされない

6

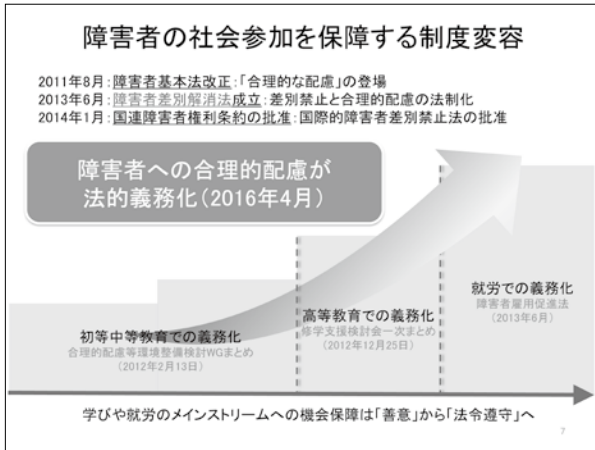
障害は「社会モデル」へ

- 障害概念に関する国際的コンセンサス
 - 「障害は個人の中にある」とする個人モデルから、「機能障害のある人の参加を、社会環境側が前提としていないことから生じる参加の制限」とする社会モデルに移行した
 - 社会環境側に個人ニーズとの不整合があれば、本人と関係者が納得する合理的な範囲で、それを調整する配慮が権利として認められる (差別禁止と合理的配慮)
- 日本国内では?
 - 2007年以降急速に「障害の社会モデル」に対応した制度の変更が進行中

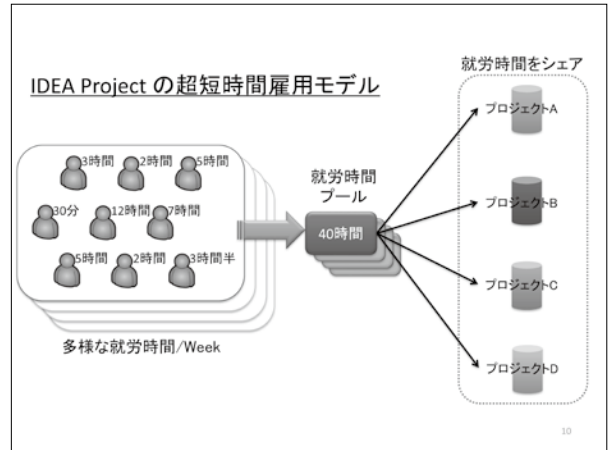
こんどう たけお
近藤 武夫

先端科学技術研究センター准教授

7



10

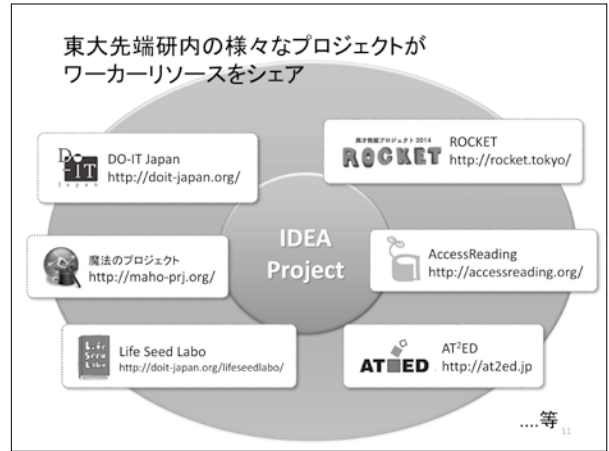


8

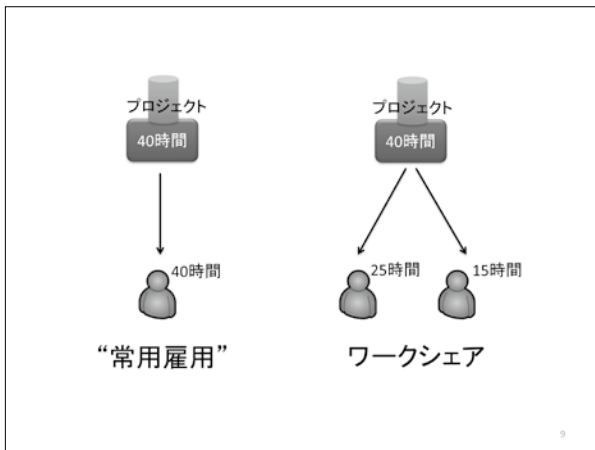
時間枠を超えた就労スタイルの創出へ

- 障害のある多様な人材への就労機会創出を目指すワークスタイル
 - 一般的雇用モデル：ひとつの事業主体が少数の「常用雇用」を目指す
 - IDEAモデル：多くの人が短時間で雇用され、総体として多人数の長期的な雇用の場を生み出す新しい雇用モデル

11



9



12

- これまでの対象者
 - 多様な障害のある人で、高学歴かつ継続的かつ就労経験を得ることが難しかった経験を持つ人々が主
- 労働条件
 - アルバイト雇用
 - アルバイト時給は東京都最低賃金870円開始～
 - 業務委託
 - 成果物の納品、内容に応じて金額は異なる
 - 常勤／非常勤職員雇用
 - 20時間以上の雇用の場合
 - 労働時間
 - 個人の状況に合わせて「働ける時間範囲」から始めて自由に調整する(15分～8時間、週1～数日)

多様かつインクルーシブな雇用の取り組み (IDEA Project)

近藤 武夫 先端科学技術研究センター准教授

13

全42名の障害分布

- 発達障害
 - 自閉症スペクトラム(12名)
 - ADHD(3名)
 - 学習障害(2名)
 - 知的障害(1名)
 - 精神障害
 - 気分障害(5名)
 - 統合失調症(4名)
 - 認知面の障害
 - 高次脳機能障害(2名)
 - 多発性硬化症(1名)
 - 肢体不自由
 - 筋ジストロフィ(3名)
 - 脳性まひ(3名)
 - 脊髄損傷(2名)
 - 四肢欠損(2名)
 - 感覚器障害
 - 視覚障害(1名)
 - 難聴(1名)
- ※平均年齢27.5歳(範囲17~50歳)
※流動済みを含む

13

16

ご清聴ありがとうございました

以上

16

14

- 業務環境
 - 研究室をフィールドとした研究補助業務全般に従事
 - 適切な範囲での配慮を提供した上で、障害の有無にかかわらず同じ場所で働く
- 作業内容の例
 - デジタルコンテンツ製作
 - データ入力(DB入力, テープ起こし等)
 - イベント開催補助(学会等)
 - オフィス保守業務(清掃, 印刷補助等)
 - 業務の管理運営
 - 農作業

14

15

合理的配慮時代の能力感共有を目指して

- 個人の能力を訓練する前に環境を調整する
 - 「能力=裸の身体」ではなく「能力=身体+適切な配慮(≒合理的配慮)」により、社会参加の機会保障を通じて個人のQOL向上と社会コスト低減を目指す
- 多様性理解プログラム開発によるアプローチ
 - 障害と合理的配慮を切り口とした多様性理解の教育プログラム
 - 企業(主に管理職)を対象に教育学部バリアフリー教育研究開発センターと開発中

15

Memo

「建築」のできることと役割

ユーザー・オリエンティド・デザイン

User Oriented Designをめざして

1

施設バリアフリー化 「建築」のできることと役割 ユーザー・オリエンティド・デザイン User Oriented Designをめざして

西出和彦
バリアフリー支援室・本郷支所長
工学系研究科教授
建築学専攻

1

4

- ・ 良い環境: 多様な人々が豊かな関わりを持てる環境
- ・ 人間・環境関係が豊かで上手く活動しているデザインがある
- ・ 建築計画では、実際の「使われ方」「住み方」を見ることにより計画の知見を蓄積してきた
- ・ しかしそれが規格、標準設計、制度になると上手くいなくなる
- ・ 良い人間・環境関係は、まねてもできない、つくろうとしても簡単にはできない
- ・ 人は様々、人の行為・行動も様々

4

2

- ・ 今、私達が目指す建築・都市空間のデザイン: ユーザー・オリエンティド・デザイン User Oriented Design
- ・ 「建築計画」: ユーザーとしての人間の特性と要求を把握し、建築の社会的役割を理解し、設計上必要となる、寸法、空間規模・形態の計画、設計方法などの理論
- ・ 人々・生活・利用の視点

2

5

- ・ 教科書どおり、見よう見まねではダメ
- ・ 規格、標準設計、制度を超えて、上手い人間・環境関係を築く必要がある
- ・ 上手くいった事例を如何に継承するか
- ・ 本質を見抜かない限り継承できない
- ・ 今一度、建築計画の原点に立ち返り、ユーザーとは何か
ユーザーの真のニーズは何か
を考える、それがユーザー・オリエンティド・デザイン User Oriented Design

5

3

- ・ 誰のためのデザインか
- ・ 建築空間: デザイナーの「人・人々」に対する考え方の具現
- ・ 人々(ユーザー)とは何か: 成人健常者だけでなく、高齢者、子供、妊婦、ベビーカーを押す人、・・・障がい者
- ・ 建築計画における、バリアフリー環境デザイン、ユニバーサルデザイン(Universal Design)、ノーマライゼーション(Normalization)

3

6

- ・ ユニバーサル(誰にでも使用可能)に対応したつもりでも上手くいかないこともある
- ・ 工学部1号館のトイレ: 手すりのつけまちがい

どのようなユーザーがどのような行動をすると考えるか、それに対してどのようなデザインが対応できるかを考える必要がある



6

にしで かずひこ
西出 和彦

バリアフリー支援室本郷支所長／工学系研究科教授

7

- ・ バリアフリー支援室の取り組み
- ・ 学生・教職員の具体的なニーズに対応する必要がある
- ・ ユーザーが気がつかないニーズをくみとり、形のあるソリューションを提案することも我々の役割
- ・ 車椅子で講義を聴くということ: 移動できることだけでなく椅子座位からの視線
- ・ 手話で講義を聴くということ: 何を見ているか

10



クイーンズランド工科大学(オーストラリア)

8



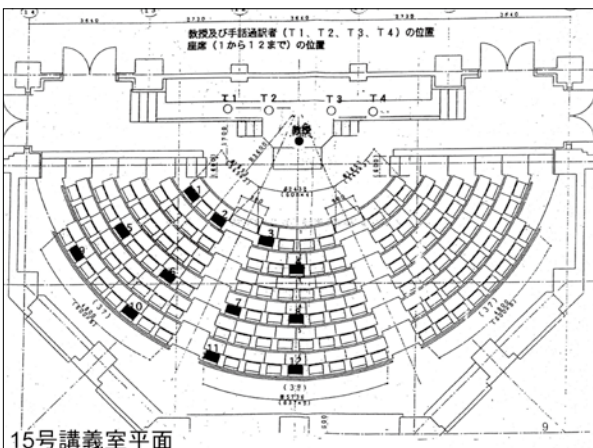
工学部1号館
15号講義室
8

11

- ・ バリアフリー化改修でできることの多くは、段差の解消など、個々の点的な対応
- ・ 「空間」のデザインを変えることは難しい
- ・ 設計以前から配慮する必要があること
間取りの変更に関わることは、基本計画、さらにはプログラミングの段階へ遡る必要も
- ・ それでは何故、「空間」が重要か？
- ・ 「空間」とは何か？

11

9



15号講義室平面

12

空間デザイン: 行動の可能性を拓く
空間デザインを変えれば新しい人間と環境の関わりが生まれる



12

「建築」のできることと役割

ユーザー・オリエンティド・デザイン User Oriented Designをめざして

西出 和彦 バリアフリー支援室本郷支所長/工学系研究科教授

13

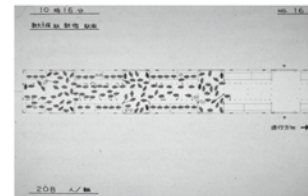
- ・ さりげない、目に見えない「空間」デザイン
- ・ 建築空間の設計
- ・ 壁、床、天井、柱等、目に見える構造躯体をつくり、目に見えない「空間」をつくる
- ・ 目に見えない「空間」で何ができるか
- ・ 歩ける、移動できる、見える・見えない、...
- ・ 人間行動をアフォードaffordする「空間」
- ・ 行動の可能性を拓く目に見えない「空間」のデザイン

13

16

人と物の違い

- ・ 物は端から順に詰められる
- ・ 人は端から順に詰められない
- ・ 電話ボックス実験？
- ・ 座席収納型電車



14

かくれた次元

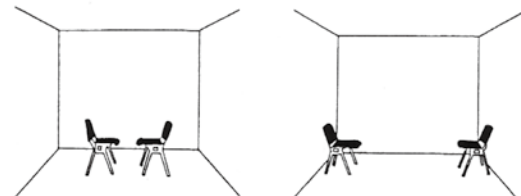
The Hidden Dimension
かくれた次元
(見えない人体寸法)

Man surrounded by a series of invisible bubbles which have measurable dimensions

人間は測定可能なdimensionの広がりをもつ一連の目に見えないあわ (bubble)に包まれている。
(E.T.Hall,1966)

14

17



椅子の間の距離が変わるだけで人間にとっての意味が変わる
図 14 距離を変えた二つの椅子⁷⁾

17

15

- ・ 目に見えないバブル、パーソナル・スペース
- ・ 人と人との距離・向き合い
- ・ ヒトとモノの違い
- ・ 人間関係に微妙な人々への配慮
- ・ かくれられる場所・パーティション

15

18

ソシオペタルとソシオフーガル



ソシオペタル
sociopetal

ソシオフーガル
sociofugal

18

19

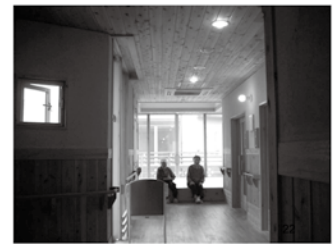
- ・ 空間の広さ
- ・ 向き合う空間、拡がる空間
- ・ オープンスペース
- ・ 座席配置
- ・ 家具
- ・ パーティション
- ・ . . .



横浜・本町小学校

22

- ・ 「居場所」
- ・ 大学では、学生の自分の「居場所」「テリトリー」がない
- ・ 小・中・高では自教室、自席があった
- ・ さりげない居場所



高齢者複合施設
せんねん村

20

建物どうしの向き合い(玄関の向き)と
ウッドデッキによるバリアフリー化
コミュニティケア型仮設住宅(遠野市)



ケアゾーン
Care-zone



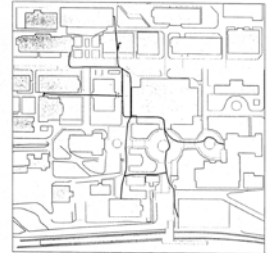
子育てゾーン
Child-Care Zone
Photo by Tomiyasu



世代間交流
Trans-Generation Communication
Photo by Tomiyasu

23

- ・ つながっていることの必要性
- ・ 平面計画、配置計画
- ・ 部屋と共用部分
- ・ 大学
- ・ キャンパス型空間



Kキャンパスでの調査範囲 23

21

居場所

- ・ そこにいることで安心できる場所
- ・ くつろげる場所
- ・ ありのままの自分でいられる場所
- ・ そこにいることが他者に受容・承認される、居てもいい場所

24

ユニバーサルデザイン



図 4-14 原則 1 公平な利用性



図 4-15 原則 2 利用における柔軟性



図 4-16 原則 3 集約で差別化を抑制



図 4-17 原則 4 認知できる情報

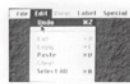


図 4-18 原則 5 危険に対する見込み



図 4-19 原則 6 少ない身体的能力



図 4-20 原則 7 様々な状況での大まかな見込み

Universal Design
7原則
Ron Mace他
(NC State University,
The Center for
Universal Design)

発達障害がある大学生へ 成長促進的に関わること

わたなべ けいいちろう
渡邊 慶一郎

学生相談ネットワーク本部准教授

1. はじめに

発達障害自体の頻度が以前に考えられていたよりも高率であり、大学生のメンタルヘルスの問題を考える上でも重要な課題になっている。発達障害の本質は認知機能を中心とした能力の凸凹である。これが既存の環境にマッチしないと様々な問題が発生する可能性がある。

一方で、発達障害の性質を生かして社会的に成功している者（例えばテンプル・グランディン博士など）もいる。能力の凸凹と共存し、あるいはそれを生かすことで人生を歩み、社会貢献に結びつく場合もあるだろう。問題行動の抑制や予防を考える上で重要なのは、発達障害のある大学生を、健全に育て伸ばすという視点である。

2. 発達障害がある学生の頻度

自閉症スペクトラム障害（Autism Spectrum Disorder: ASD）の疫学調査を概観すると、少なくとも100人前後に1人とする報告が、注意欠如多動性障害（Attention Deficit Hyperactivity Disorder: ADHD）は40～60人に1人とする報告が多い。

対象を大学生に限定した調査でも、勿論一定数存在するだろう。諸外国の報告も参考にすれば、ASDとADHDを併せて数%は存在すると推定される。

3. 合併精神疾患

ASDやADHDには高い割合で気分障害や不安障

害などの精神障害が合併することが知られている。報告によってばらつきもあるが、青年期のASDに抑うつ状態が4割以上で合併していたとするものもある。発達障害自体の性質で大学生活に制限を受けるだけでなく、合併する精神障害の存在によっても多大な不利益を被る。

臨床場面では、抑うつや不安、不眠などの訴えで医療機関を訪れ、治療経過のなかで発達障害の存在に気付かれることも多い。発達障害が関係したうつ病や不安症には、発達障害に関する自己理解や能力の凸凹にフィットする環境調整が重要になる。大学適応をモニターしながら、学生本人に合ったキャンパスライフを模索することが、合併精神障害の治療にも繋がるのである。

4. 学内の相談窓口が中心に行う支援

一般的に、学内にある相談窓口の利点には、①学生のアクセス、②教職員との連携、③学生のライフサイクルを把握しやすいことが挙げられる。

①学生のアクセス

例えば保健センターを例にとると、学外の医療機関を利用するよりも、短時間で医療に繋がることが出来る。継続通院を考えると通院に要する時間を短くできるメリットは大きい。また、近年精神科医療への敷居は低くなったが、おそらく学外の一般的な医療機関よりも学内の保健センターを利用の方が抵抗は少ないだろう。医療の領域では医学的な診断と合併精神疾患の治療を行うことが出来る。

②教職員との連携

個人情報取り扱いに注意することは前提として、学生と日々接する教職員との連携を密にすることが出来る。ダイナミックに変化する青年期の状態リアルタイムに評価する利点は論を待たないだろう。

③学生のライフサイクルを把握

学生の修学環境は目まぐるしく変化する。短期間のうちに様々な課題に取り組む大学生の生活を、立体的に十分に把握することが出来る。

これらの特徴を生かして、発達障害のある学生を支援するポイントを考えると、(1) 発達障害の正確な見立て、(2) 合併症の治療、(3) 実行性のある支援内容の提案、(4) 大学生のライフサイクルにフィットしたタイムリーな支援が挙げられるだろう。

5. 大学構成員の支援力活性化

学内相談機関で関わりを充実させるだけでなく、大学全体に発信する役割もある。①発達障害などの理解促進、②教職員の支援力活性化、③学生同士が支え合う力の強化が大切なポイントであろう。

①発達障害などの理解促進

発達障害の啓発は、精神障害全体のそれと密接な関係があるため、本来は発達障害に限定せず他の精神障害と併せて理解を深めることが望ましい。

FD(Faculty Development) やSD(Staff Development) を様々な機会を設けて実施したり、本学ではメールマガジンを発行して基本的な知識が広く届くように工夫している。

②教職員の支援力活性化

学生と日々接している窓口職員や研究室秘書などを対象に、元来持っている支援力をさらに活性化したい。

③学生同士が支え合う力の強化

大学生が悩み事（発達障害に限定せず）をまず相談する相手は、友人や先輩が多い。相談機関の利用を考える者はむしろ少ないため、学生同士がお互いを支えあう力を強めると良いだろう。相互扶助の精神がキャ

ンパスの風土として醸成されることを目標としたい。

6. 高大連携と進路問題

所謂、入口と出口問題である。発達障害などの障害がある児童生徒に対して行われる特別支援教育では、就学支援シート、移行支援シートなどの名称で、本人の特徴や支援内容をまとめた書類が作成される。これを元に保育園・幼稚園から小学校へ、また小学校から中学などへ情報共有が行われる。これは、適切な関わりが途絶えない工夫であり、逆に情報が途絶えることで発生していたデメリットが大きかったために発案され定着したものである。

発達障害がある大学入学者・卒業者についても、これに類似した情報共有が求められている。例えば、家族の元を離れて単身生活が始まり、それまで関わっていた支援者や主治医とも疎遠になって、新しい環境で生活することが、発達障害がある学生に求められるとすれば、大学生生活や日常生活に相当の困難が予想される。学生本人の自立とのバランスも考えながら、高校や就職・進学先との情報共有を進めることになるだろう。

7. その他

カウンセリングの重要性を挙げておきたい。発達障害は外見で分かり難く、他者との考え方や感じ方の違いに悩み、家族関係を含む様々な人間関係で繰り返し経験する苦悩は、周囲の者には理解しにくいだろう。本人も発達障害の存在に気付いていなければ、一層孤立して人生を肯定的に捉えられない者もいる。根深い“生きづらさ”を抱えた学生に対して、根気強く続けるカウンセリングが求められる。大学生生活に沿ったテーマを切り口に、いわゆる心理療法に限定せず、幅広いテーマでの関わりがあると良い。他者から適切に受入れられ、自己を今より少しでも肯定出来るようにならなければ、自死のリスクも高まるだろう。経済的に自立していない学生に、大学が無料で提供するカウンセリングには一定の意義がある。

発達障害のある大学生の支援

1

発達障害のある大学生の支援

東京大学 バリアフリー支援室
東京大学大学院医学系研究科
こころの発達医学分野
桑原 齊

4

発達障害学生

	障害学生	発達障害	ASD	ADHD	LD	
有病率			1%	2.5%	2%	
n	16,647	5,591	3,564	661	342	
全学生	3,213,518	0.51%	0.17%	0.11%	0.02%	0.01%
障害学生	16,647	—	33.6%	21.4%	4.0%	2.1%
発達障害	5,591	—	63.7%	11.8%	6.1%	

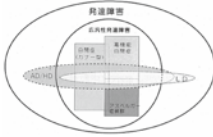
3,198人の診断書はないが配慮がされている発達障害学生を含む
発達障害は重複障害183人、区分不明841人を含む

2

発達障害



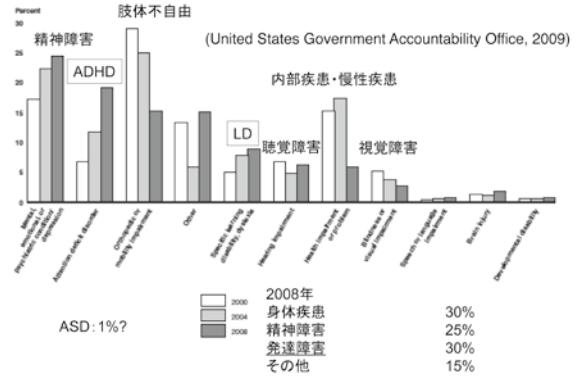
「発達障害」とは、脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの（発達障害者支援法より抜粋）



- 1) 知的障害 : (全般的) 知能
- 2) ASD(自閉症スペクトラム障害) : 社会性・柔軟性
- 3) ADHD(注意欠如多動性障害) : 注意・衝動制御
- 4) LD(学習障害) : 読み・書き・算数

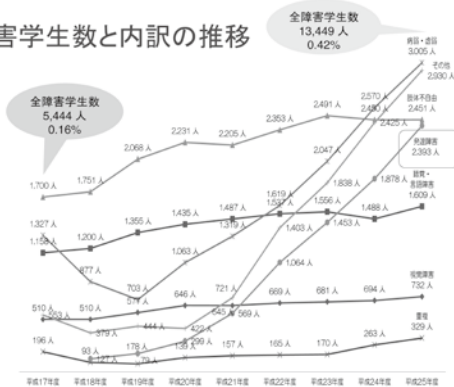
5

Figure 4. Percentage Distribution of Postsecondary Students with Disabilities by Main Type of Disability, 2000, 2004, and 2008



3

障害学生数と内訳の推移



6

日本と米国の比較

日本	障害学生	発達障害	ASD	ADHD	LD	
有病率			1%	2.5%	2%	
n	16,647	5,591	3,564	661	342	
全学生	3,213,518	0.51%	0.17%	0.11%	0.02%	0.01%
障害学生	16,647	—	33.6%	21.4%	4.0%	2.1%
発達障害	5,591	—	63.7%	11.8%	6.1%	

米国	障害学生	発達障害	ASD	ADHD	LD
有病率			1%	2.5%	2%
n	2,076,000				
全学生	19,155,000	10.9%	0.1%?	2.1%	0.97%
障害学生	2,076,000	—	1%?	19.1%	8.9%
発達障害	—	—			

くわばら ひとし
桑原 斉

バリアフリー支援室准教授

7

Supporting More Able Students on the Autism Spectrum: College and Beyond

Ernst VanBergeijk · Ami Klin · Fred Volkmar (J Autism Dev Disord, 2008)

students with a variety of disabilities. While many universities are quite adept at making accommodations for students with specific learning disabilities and ADHD, they face new challenges when accommodating students on the autism spectrum. Universities will have to learn how to

米国の多くの大学でADHDとLDに対する配慮には慣れている、一方でASDに対する配慮は新たなチャレンジである ⇒日本の大学からはツーステップ先かもしれない・・・



10

ADHD LD

(United States Government Accountability Office, 2009)

Table 1: Examples of Academic Adjustments, Auxiliary Aids, and Other Services for Students with Disabilities with Documented Needs

Academic adjustments and auxiliary aids	Description	Example/situation
	Modifications to academic program requirements	Allowing more time to complete a degree for students with reading or processing learning disabilities
	Modifications to testing requirements, including allowing more time and offering alternative test formats and locations	Test taking in a distraction-free room for students with ADHD who have difficulty concentrating due to noise and activity
	Equipment, services, or modifications to the classroom environment or course materials	Peer notetakers to provide class notes for students who are deaf or hard of hearing and converting textbooks to electronic format for students with learning disabilities
	Computer hardware or software designed to assist individuals with disabilities	Voice recognition software that can help students who have difficulty writing or typing assignments

別室試験、課題提出期限延長、講義の録音、PCの利用など

現在の日本では入学時に選別され本来の能力以下の水準で修学している可能性がある入学試験時の合理的配慮が為されると修学上の配慮提供の必要性は増すかもしれない(理念としては分離する必要がある)

8

合理的配慮
reasonable accommodation

・ 障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための・・・

- 必要かつ適当な変更及び調整であって、
- 特定の場合において必要とされるものであり、かつ、
- 均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう

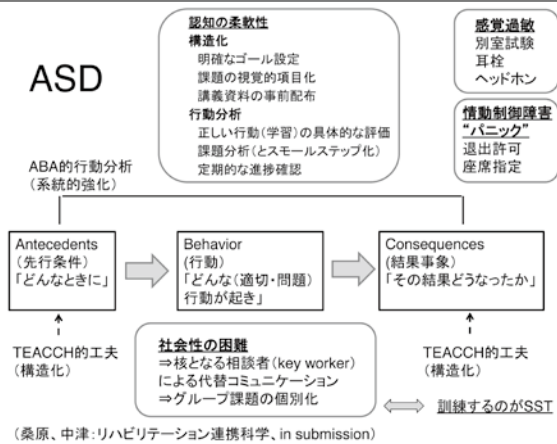
(Americans with Disabilities Act of 1990)



発達障害は存在が、見えにくい困りどころが、わかりにくい

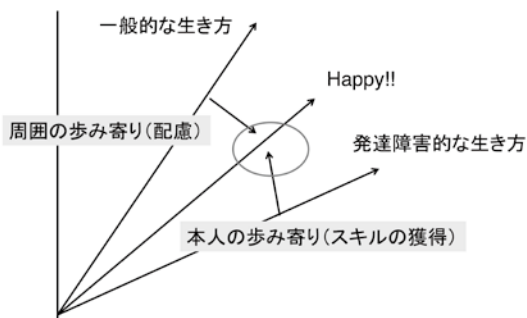
11

ASD



9

発達障害の支援



12

まとめ

- ・ 発達障害
- ・ 発達障害の疫学
- ・ 発達障害の学生への合理的配慮提供

発達障害のある大学生の支援

くわばら ひとし
桑原 斉

東京大学バリアフリー支援室
東京大学大学院医学系研究科こころの発達医学分野

1. はじめに

発達障害とは自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害 (learning disability; LD)、注意欠如多動性障害 (attention deficit hyper activity disorder; ADHD) その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとされている。自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害は近年では自閉症スペクトラム障害 (autism spectrum disorder; ASD) と総称されることが多く、社会的コミュニケーション、認知の柔軟性に障害を持つ。LDは、読み・書き・算数など特定の学習能力に障害を持ち、ADHDは注意力、衝動の制御に障害を持つ。

幼児期、児童期、思春期の対応に比較して、成人期の発達障害への対応には不明確なことが多かったが近年では、対応法の整理が遅ればせながら進みつつある (Kendall et al., 2013; Pilling et al., 2012)。なかでも知的な遅れを伴わない発達障害の認知が進む昨今において、対応の必要性が注目されているのが大学生の発達障害である (Gelbar et al., 2014; Vanbergeijk et al., 2008)。

本演題では大学 (短期大学・高等専門学校を含む) に在学する発達障害のある大学生に関して、疫学について概説し、合理的配慮の提供に関連した課題をまとめ、それぞれ考察を加える。

2. 発達障害のある大学生の疫学

日本学生支援機構による2013年度の調査 (日本

学生支援機構, 2014) では、診断書を有する発達障害学生は2,393人で前年度 (1,878人) より515人増加しており、診断書はないが配慮を受けている発達障害の学生は3,198人で前年度 (2,746人) より452人増加していた。診断書を有している学生と診断書はないが発達障害と見做して配慮が実施されている学生を合わせると5,591人で前年度 (4,624人) より967人増加していた。全ての学生に占める比率は小さく、実態を十分に反映しているかどうか不明確ではあるが、支援を求める発達障害学生が1年間で20%程度増加していることは確かである。

2013年の調査では発達障害学生のうちASDの学生は、診断書を有する学生が1,773人、診断書を有さないがASDと見做して配慮を実施している学生が1,791人であり、合計3,564人であった。これは、調査対象となった全ての学生3,213,518人の約0.1%であり、約1%とされる一般人口の有病率 (Centers for Disease Control and Prevention, 2012) と比較して低い。この理由が、ASDの大学進学率の低さを反映しているのか、ASD学生の把握が不十分なのかは、全学生を対象にした悉皆的スクリーニングに基づく調査結果がないため不明である。ASD学生の把握が不十分であった場合、ASDの特性あるいは偏見などの諸要因のために必要としているが、支援を求めることが出来ないのかもしれない。また、米国で実施された研究では約1/3のASD大学生が自分は障害とは思わない、あるいは特別な支援は必要ないと考えており (Shattuck et al., 2014)、全例が支援を必要としているわけではないのかもしれない。

ASDの学生数3,564人は、全発達障害学生（重複183人、区分不明841人を含む）の63.7%にあたり、注意欠如多動性障害（attention deficit / hyperactivity disorder; ADHD）学生661人（11.8%）、学習障害（learning disorder; LD）学生342人（6.1%）と比較して多い。また、ASDの学生数は全障害学生（診断書あり13,449人＋診断書なしだが配慮が必要3,198人＝16,647人）の21.4%を占め、ADHDの学生は4.0%、LDの学生は2.1%であり、全学生に占める割合はASDの学生が前述のように約0.1%であるが、ADHDの学生は約0.02%、LDの学生は約0.01%とASDを上回る一般人口の有病率を鑑みると極めて少ない比率である。

一方で、米国のGovernment accountability office (GAO) による2008年の調査 (United States Government Accountability Office, 2009) では、ADHDが全障害学生の19.1%、LDが8.9%と報告されているがASDは単独のカテゴリーとしては報告がなく比率は不明である。GAOによる調査の対象になった全学生数は19,155,000人でありその内2,076,000人（10.9%）が障害学生として登録されていた。ADHDの学生は全学生の約2%、LDの学生は約1%であり、日本の約100倍の比率である。日本でADHD、LDの学生が少ない理由は不明確だが、米国では登録数不詳のASD学生が日本では圧倒的に多いのは特徴的である。米国では2008年発表の総説で、ADHD、LDの学生への対応は整備されてきたが、ASDへの対応は今後のチャレンジである旨が述べられており (Vanbergeijk et al., 2008)、ASDとしての登録

にメリットが少なかったのかもしれない。

現在、日本の大学における障害学生への配慮体制は米国を模範としたシステムを導入しようとしている。その時に、米国の発達障害学生への支援がADHD、LDを中心に構築されており、ASDへの対応が中心ではないことに留意することは重要である。今後、日本で米国と横並びあるいは先んじてASDへの支援体制を構築するか、米国に倣ってADHD、LDの支援体制の構築を優先して、ツーステップでASDの支援に望むのか、あるいは同時に進めるのか、検討する必要がある。

3. 発達障害のある大学生への合理的配慮

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定された（施行は一部の附則を除き平成28年4月1日）。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」では、「行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮

発達障害のある大学生の支援

桑原 斉 東京大学バリアフリー支援室／東京大学大学院医学系研究科こころの発達医学分野

をしなければならない」と定められている。つまり障害者に合理的配慮を提供しないことが差別にあたると示している。

平成24年12月文部科学省公表の障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）によると、大学等における合理的配慮とは、「障害のある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、かつ「大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」である（文部科学省高等教育局学生・留学生課、2012）。

このように大学が障害者に提供する合理的配慮は法制化され、発達障害も例外ではない。大学側が発達障害のある大学生に対して修学上、必要かつ適当な変更・調整を実施する部分が合理的配慮にあたる。従って、社会技能訓練（social skills training; SST）や認知行動療法（cognitive behavioral therapy; CBT）の実施など、本人への働きかけは合理的配慮には含まれない。

ADHD、LDは米国で先行している支援技法を用いて合理的配慮の提供が可能な群である。ADHDに関しては、注意の転導性に対する配慮としての別室試験、講義の録音許可などの配慮が米国では一般的だが、実際に実施するとなると別室あるいは試験監督の確保、講義をする教員の録音に対する抵抗感が現実的な問題になるかもしれない。一方でLDに

対して、試験時・講義時のPC利用許可などの支援技術（assistive technology）を用いた配慮や課題提出期限の延長が米国では実施されているが、日本では一般的ではない。

現在も大学内に一定数のADHD、LDのある学生は存在すると思われるが、その大学の入試は通過できる程度の症状なので、積極的な支援は要さずに修学できているのかもしれない。つまり、現在在学しているADHD、LDのある学生の多くは入試の段階で配慮なく選別され本来の能力以下の水準で修学している可能性がある。入試の段階での合理的配慮の提供も法的義務であり、ADHD、LDに関して、修学支援・合理的配慮の提供がより大きな問題になるのは、入試の段階で合理的配慮の提供がなされ、入学が可能になった後ではないかと思われる。

ASDへの合理的配慮提供にあたっては2つの問題がある。1つは合意形成過程の問題であり、ASDの多くは本人が交渉を進めることが困難である。従って、ASDの大学生が独力で十分な合意形成過程を行えるか疑問である。対策としては、合意形成過程の早い段階で核となる相談者（key worker）を置き、その後の合意形成過程を進めることが有効かもしれない（Colver et al., 2013）。

もう1つは内容の問題である。米国でも明確な手法は確立されていない。ASDの本質は注意力、読み、書き能力よりも高次の社会性、柔軟性の障害であり、物理的・空間的な支援では限界があることがADHD/LDに比べて支援を困難にしている要因と考えられる。ASD学生に対する合理的配慮の提供について、現在定式はないが考慮は必要である。

ASDとして一括して支援内容を検討するよりは、ASD（及び環境との相互作用）によって生じる対人関係の障害、認知の柔軟性、知覚機能の障害あるいは付随する情動制御の障害などとして、それぞれの困難に対する配慮と負荷を検討し、合理性を決定するものと思われる。演者は対人関係の障害への配慮として、key workerによる代替コミュニケーション、教員による構造化・行動分析の技術を用いた指導がASDに特有の合理的配慮として提供されても良いと考えているが、米国でも一般的ではなく検討が必要である。また、ADHD、LDを合併することは少なくないが（Lai et al., 2014）、不注意・

読み・書きの障害に関する支援を検討する時は別途合併を評価し、それぞれの障害に対応した合理的配慮を提供する必要がある。

4. おわりに

発達障害のある大学生への支援は端緒にすぎたばかりである。発達障害のある大学生自体は以前も在学していたと思われる。もしかしたら、退学した学生に混じていたのかもしれないし、支援があったら何人かの未来は違ったかもしれない。大学での発達障害支援の整備は、価値のある作業と思われる。

Memo